

2016年度税制改正大綱の要点整理

発表日：2016年1月5日（火）

～累計10%ptの法人実効税率引き下げの目処が立つ～

第一生命経済研究所 経済調査部
担当 エコノミスト 星野 卓也[TEL:03-5221-4547](tel:03-5221-4547)**(要旨)**

- 2016年度税制改正の目玉は、法人実効税率 20%台の実現。2011年度対比では 10%pt 近く実効税率を引き下げる道筋が立ったことになる。利益増のインセンティブ向上、企業の立地競争力強化の効果が期待され、中長期的な日本経済の成長に資する施策となろう。代替財源は、外形標準課税の強化等を実施することで法人課税の範囲内で確保されている。
- 軽減税率は「酒類外食除く飲食料品」と「定期購読の新聞」を対象とすることが決定。これにより不足する代替財源 1兆円のうち、0.6兆円は未確定。来年度大綱での財源確保を目指すものとされている。その他、子育て・介護世帯の支援を目指した三世同居の優遇税制、自動車取得税に代わる新税、納税の利便性・徴収機能強化を目指す改正などが行われている。
- 次年度税制改正の主論点を挙げると、ひとつが配偶者控除制度の見直し。これについては昨年度に続いて先送りとなり今後の議論の対象となっている。軽減税率実施の不足財源として、社会保障関連支出の削減のほか、財源議論が難航した場合には贅沢品への消費税の重課などが検討対象となる可能性がある。その他、今後改正の可能性が高いとみられるのが、今年度から金融庁が要望している「上場株式等の相続税評価の見直し」。評価額が大きく下がる不動産に高齢者の相続マネーが集中する状態を是正する意味合いがあり、実現すれば株式市場にとっては朗報となる。

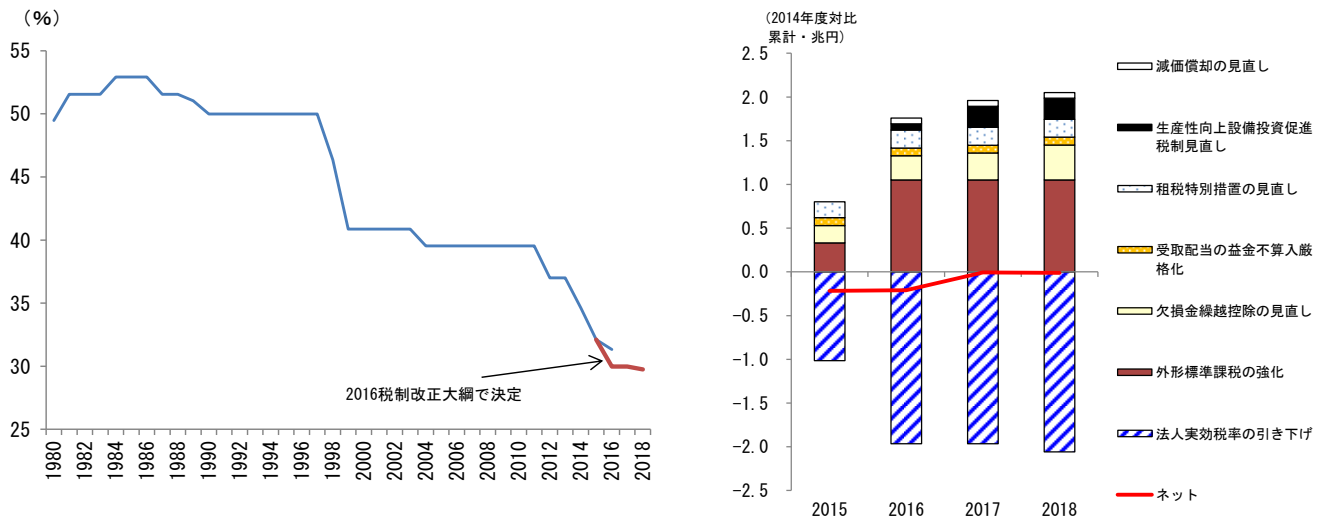
○法人実効税率累計 10%引き下げの道筋が立つ

昨年 12 月、2016 年度税制改正大綱が公表された。1 月 4 日より開会している通常国会において、法改正が審議されることとなる。今回の税制改正における改正点の目玉は、政府が目標としていた法人実効税率の 20%台への引き下げが明示されたことである。

法人実効税率については、昨年度改正で 2016 年度に 31.33%まで引き下げる事が決定していた。今回の改正では、2016 年度時点で 29.97%に、最終的に 2018 年度に 29.74%に実効税率を引き下げる事が明記された。これまで政府の目指してきた「法人実効税率 20%台」が前倒し達成された形である。2011 年度時点では 40%近かった実効税率を約 10%pt 下げる道筋が立ったことは、ポジティブに評価されよう。企業の利益拡大インセンティブが高まる点、他国との立地競争力強化の観点で、中長期的な日本経済の成長に資する施策となろう。

なお、注意したいのはマクロ的に見た企業の負担はほぼ変わっていない点。企業所得（≒利益）に係る税率を引き下げる一方、付加価値や資本金額に応じた税（外形標準課税）を引き上げたことや、2014 年から実施されている「生産性向上設備投資促進減税」の廃止・縮減を決定しており、ネットで見れば税収中立な制度設計となっている（資料 1 右図）。

資料 1. 【左図】法人実効税率（国税+地方税）の推移、【右図】各年度ごとの代替財源



(注) 右図は 2014 年度対比の累計値で 2015・16 年度の 2 度の税制改正の影響をみたもの。

(出所) 財務省資料より第一生命経済研究所作成。

○その他の改正点まとめ

◆軽減税率実施の財源は来年度に先送り

消費税の軽減税率は、2017 年 4 月の消費税率 10% 引き上げに合わせて「酒類・外食を除く飲食料品」、「週 2 回以上定期購読される新聞」の消費税率を 8% で据え置くことで纏まった。これにより、消費税 10% 時の税収に 1 兆円分の穴が空き、このうち 0.4 兆円は社会保障の削減で財源を確保済みだ。しかし残りの 0.6 兆円分の財源は未定である。税収中立を貫くため恒久財源を確保する方針であるが、これは 2017 年度大綱時までの課題としている。

◆三世帯同居リフォームに税優遇

子育て・介護における支援を受けやすい「三世帯同居」を促す意味合いから、これを目的としたリフォーム工事に税額控除が行われる。既に、「耐震」「バリアフリー」「省エネ」目的のリフォーム工事には費用の 10%（ローンを組んだ場合は年末残高×1%×5 年間）の税額控除が行われる仕組みがあり、ここに「三世帯同居」を目的とした工事が加わる形となる。

資料 2. リフォーム減税制度の概要

	投資型	ローン型
リフォーム（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居を目的とした一定の工事）	工事費用の 10% を税額控除	年末ローン残高の 2%（～250 万円）、1%（250 万円～1000 万円部分）を税額控除【5 年間】

(出所) 国土交通省などから第一生命経済研究所作成。

◆自動車取得税廃止と引き換えの「環境性能割」新設

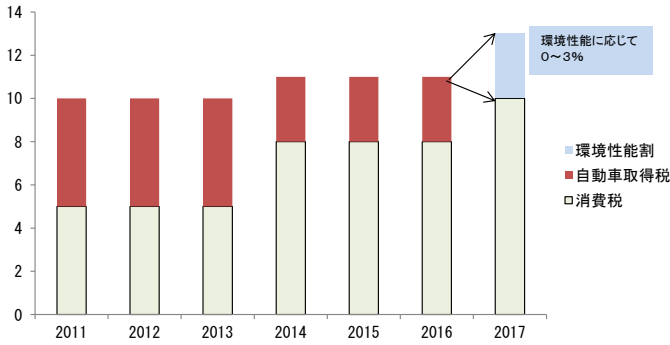
2017 年 4 月に、自動車取得税の廃止と「自動車税・環境性能割」の新設が同時に行われることとなった。現行の自動車税（改正後は自動車税・排気量割に名称変更）は毎年納める税であるが、この環境性能割については取得時にかかる。この点において、課税の仕組み自体は自動車取得税と変わらない。変化点は、改正前は全ての自動車に一律 3% が課されていたのに対して、環境性能割は環境性能に応じた 0～3% の

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

複数税率となっている点である。

自動車取得税の廃止は、8%、10%への消費税率引き上げに併せて、自動車購入の際に生じる「消費税＋自動車取得税」の二重課税を解消することを目指すものであったが、地方税である自動車取得税は地方公共団体の重要な財源であり完全な撤廃には反発も強かった。自動車取得税の撤廃による減税額は▲1,075億円、今回の環境性能割新設による増税額は＋891億円と見込まれている。結果的に、取得税撤廃による減税額の多くが新税によって相殺される形となっている。

資料3. 車体取得時の課税率の推移 (%)



(出所) 財務省資料を基に第一生命経済研究所が作成。

資料4. 2016年度税制改正大綱のまとめ

内容	15年度対比の増減税額 (億円) +: 増税、▲: 減税	効果・目的
法人税(国税)の減税	▲ 3,340	<ul style="list-style-type: none"> ・企業所得に係る課税を引き下げることで、企業の利益増を後押し ・国際的に高い法人税率の引き下げを通して、立地競争力強化の一助に
法人事業税(所得割)の引き下げ	▲ 3,940	
生産性向上設備投資促進減税の見直し	+ 2,410	
租税特別措置の見直し	+ 240	
減価償却の見直し	+ 650	
繰越欠損金の見直し	+ 0	
大・中堅企業の外形標準課税の強化	+ 3,900	
消費税の軽減税率	▲ 10,000	・複数税率による税軽減を通じた生活必需品コストの増加抑止
三世同居リフォーム特例税制	▲ 10	・子育て、介護負担の緩和を促すための三世同居の促進
通勤手当・非課税額の上限引き上げ	-	・新幹線通勤等の増加に伴う対応、地方居住の促進
空き家譲渡益の所得控除	-	・危険な空き家の除却を促す
自動車取得税廃止 & 環境性能割創設	▲ 184	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税代替財源の確保、エコカー購入の促進
取得税廃止	▲ 1,075	
自動車税・環境性能割	+ 744	
軽自動車税・環境性能割	+ 147	
クレジットカード納税、加算税の強化	-	・納税の利便性向上、政府の徴税機能強化
訪日外客の免税最低基準額の引き下げ	▲ 70	・訪日外客数の増加を促進
企業版ふるさと納税	▲ 62	・都市部に集中する税金を地方部の公共団体にも分配
スイッチ OTC 医薬品の医療費控除特例	▲ 30	・不要な診療を減らすことで医療費を抑制

(注) 増減税額は平年度ベース。法人課税関連は最終的な増減税額。

(出所) 財務省資料などを基に第一生命経済研究所が作成

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

○来年度大綱の論点は？

来年度大綱の論点のひとつは、軽減税率に必要な財源 0.6 兆円をどこから捻出するのか。それを考えるうえで大綱内に記載された文言（資料 5）をみると、軽減税率導入に当たり、安定的な恒久財源を確保することを明示すると同時に、社会保障制度や“消費税制度を含む”税制の構造改革に言及している。今回は社会保障の充実策（医療・介護・保育費用の総合合算制度）を見送ることで、消費税の枠外から 0.4 兆円の財源を確保したが、消費税の枠内からも捻出される可能性がある点が示唆されている。財源議論が難航した場合、一部の品目（贅沢品）に対する複数税率（10%超への重課）などが検討対象として浮上する可能性も想定されよう¹。

資料 5. 軽減税率に係る記載

軽減税率制度の導入に当たっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保するため、平成 28 年度税制改正法案において次に掲げる旨を規定する。

- ①平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
- ②「財政健全化目標」との関係や平成 30 年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について、必要な措置を講ずる。

（出所）政府与党「平成 28 年度税制改正大綱」より抜粋。

昨年度に続いて見送られた配偶者控除の見直しについては、来年度には進展が見込まれよう。昨年度時点で有識者委員会の案（新控除の創設など）は揃っており、今後の議論でその落としどころを探ることとなる。

また、来年度以降の税制改正で動きがありそうなのが「上場株式等の相続税評価の見直し」についてだ。今年度から金融庁の税制改正要望に加わったもので、原則時価評価である上場株式等の相続税評価額を低くするものである。近年、相続税の節税対策としてアパートやマンション等の不動産を購入する事例が増加、住宅市場の下支えとなっているが、この背景には相続時の不動産評価額に対する数多くの優遇税制がある。また、上場株式等は相続時点での評価となり、相続時から税納付までの期間の価格変動リスクがあることで、株式が相続資産として選択され難い要因となっているとの見解もある。これらの結果、潤沢な高齢者の相続マネーが不動産に集中、投資配分にゆがみを生じさせている、との見方が改正要望の背景である。市場にフレンドリーな政策を志向する政府にとっては株価対策にもなりうるため、近く導入に向けた動きが進むことになると予想している。改正が実施された場合、1,700 兆円に上る個人金融資産の行く先を変える可能性のあるものであり、株式市場にとっては朗報となろう。

以上

¹ なお、現行制度で消費税は贅沢品にも一律で同税率が掛けられているが、たばこ税、自動車取得税（自動車税・環境性能割）、酒税、ゴルフ場利用税など一部の品目には取得時に消費税と別途課税される仕組みになっており、実質的には贅沢品に対する重課が既に行われている。これらの税率を引き上げる、別途贅沢品に対する新税を創設する、といった対応が行われることも考えられよう。